東みよし町交通・運送事業者支援金

一般貨物自動車運送業や貨物軽自動車運送業などの貨物自動車運送事業、タクシー業や貸切バス業などの旅客自動車運送事業、自動車運転代行業、指定自動車教習所を町内で営む中小企業者等（個人事業主も含まれます）の皆さまが対象です。

燃料価格の急激な高騰により、業況への多大な影響を受けている町内の交通・運送事業者の皆さまに対し、負担の軽減及び経営を支援するため、「東みよし町交通・運送事業者支援金」を交付します。

■　交付の対象となる方

以下の全ての要件を満たす、町の区域内に本社又は支社、営業所等を有する運送事業者が対象となります。

①中小企業基本法第２条に規定する中小企業者及び小規模企業者並びに町内事業者であること。

② 令和７年４月以前から町内で交通・運送事業（貨物自動車運送事業、旅客自動車運送事業、自動車運転代行業、指定自動車教習所の設置）を実施しており、申請日においてこれらの事業を継続する意思があること。

③次の「交付対象車両」を有する者であること。

④暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

■　交付対象車両・交付額

令和７年１１月１日時点において、交付対象者が交通・運送事業の用に供するために所有（リース契約に基づく借用を含む）する車両であって、「自動車検査証」の使用の本拠の位置が町内である登録車両が対象となります。ただし、二輪自動車や被けん引自動車、自動車検査証において種別が特殊であるものは除きます。

＜事業・車両別交付額＞

事業区分	車両区分	交付額
貨物自動車運送事業 旅客自動車運送事業 ※緑・黒ナンバー車両	車両総重量7.5トン以上、最大積載量4.5トン以上又は乗車定員１１人以上の車両	１台につき１０万円
	霊きゅう自動車	１台につき３万円
	上記以外の車両	１台につき５万円
自動車運転代行業	随伴用自動車	１台につき３万円
指定自動車教習所	助手席にて操作できる補助ブレーキを有する路上試験及び教習等用自動車	１台につき３万円

■　申込から支援金交付までの流れ

交付申請 → 交付請求 → 交付決定 → 口座振込

裏面に記載の申請書類（申請書・誓約書・添付書類・請求書）を**令和８年２月１６日まで**にご提出ください。

受理した申請書類等については、審査を経て、**令和７年１２月から令和８年３月末日まで**に交付決定の通知及び交付を行います。

※申請方法等については、裏面をご確認ください。

（裏面）

■　申請方法

下記の期間内に、東みよし町産業課交通・運送事業者支援金係宛て郵送又は窓口持参により申請書類をご提出ください。申請様式等は、東みよし町役場産業課窓口のほか、東みよし町ホームページから取得いただけます。

令和７年１１月１７日（月）～令和８年２月１６日（月）　当日消印有効

＜申請窓口＞〒７７１－２５９５　三好郡東みよし町昼間３６７３－１
東みよし町産業課交通・運送事業者支援金係　　電話０８８３－７９－５３４５

■　申請書類

１　申請書・誓約書・請求書　等

①東みよし町交通・運送事業者支援金交付申請書（様式第１号）
②誓約書（様式第２号）
③東みよし町交通・運送事業者支援金請求書（様式第４号）

２　添付書類（事業・車両に係るもの）

○貨物自動車運送事業・旅客自動車運送事業の場合

①貨物自動車運送事業・旅客自動車運送事業の許可証又は届出証の写し
②交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し
③交付対象車両全ての写真（車両本体とナンバープレートが写っているもの）

○自動車運転代行業の場合

①公安委員会からの運転代行業の認定書の写し
②交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し
③交付対象車両全ての写真（車両本体とナンバープレート及び車体に掲示する認定番号が写っているもの）

○自動車教習所の場合

①指定自動車教習所の指定を受けていることが確認できる書類の写し
②交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し
③交付対象車両全ての写真（車両本体とナンバープレートが写っているもの）

３　添付書類（事業所に係るもの）

〇中小法人等の場合

・履歴事項全部証明書の写し、法人名義又は代表者名義の預貯金通帳の写し

〇個人事業者の場合

・直近の確定申告書類の控え等の写し、申請者名義の預貯金通帳及び本人確認書類（運転免許証等）の写し

■　交付対象車両等の留意事項

・**令和７年１１月１日時点**で、交付対象者が交通・運送事業の用に供するために所有又はリース契約により借用している車両が対象となります。
・自動車検査証の使用の本拠の位置が町内である登録車両が対象となります。
・二輪自動車や被けん引自動車、自動車検査証において種別が特殊であるものは対象となりません。
・対象車両は、表面＜事業・車両別交付額＞に記載のものに限り、貨物自動車運送事業・旅客自動車運送事業については、緑・黒ナンバー車両のみが対象となります。
・<u>複数の事業を営む場合は、各事業ごとに必要な添付書類を提出してください。</u>